

八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務仕様書

1 業務名

八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務

2 業務目的

本市では、令和3年3月に「第4次八尾市地域福祉計画（以下、「計画」という。）」を策定し、困っている人を放っておけない八尾市民の「ほっとかれへん」「おもしろい」「おもしろい」の気質が生み出す「おせっかい」に着目し、この「おせっかい」によって「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざし、様々な取組みを推進している。計画期間は、令和3年度から令和10年度までの8年間で、中間年である令和6年度に計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い見直すこととしている。

今回、計画の中間見直しを行うにあたり、福祉に関する住民等の意識や新型コロナウイルスの感染拡大による生活状況や地域との関わりの変化等を把握するため市民等アンケート調査を実施のうえ計画見直しを行う。計画の見直しの方針としては、令和6年3月に開催した八尾市社会福祉審議会において、これまでの取組み進捗状況等を報告のうえ、引き続き、計画の基本理念及び基本目標に基づき取組みを展開することについて決議を得ている。

なお、計画の見直し実施にあたっては、八尾市が掲げる「地域共生社会の実現」に向けた、八尾市地域福祉計画を上位計画とした「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」や各分野の福祉計画、八尾市社会福祉協議会が策定する「第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、その他関連する計画との一体的な推進（計画間の連携）に関する視点が重要である。それを踏まえ、昨今の社会情勢の変化や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の反映など、市民等アンケート調査結果等に基づき、多角的な視点での実態把握や高度な分析等により計画の見直しを行うにつき支援業務を行うことを目的とする。

3 業務名称等

業務名称	中間見直し支援計画名称等	担当課
八尾市地域福祉計画中間見直し支援業務	第4次八尾市地域福祉計画 (計画期間:令和3年度~10年度)	地域共生推進課

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務実施体制

本業務の実施にあたり、本業務と同様又は同等の業務に従事した経験を有する業務責任者1名、担当技術者1名以上を配置すること。また、他に技術者を配置することは可。

6-1 アンケート調査について

アンケート調査については、下記の内容での実施を予定している。なお、調査項目の設定については、計画策定時に行ったアンケート内容（令和元年度及び令和2年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」については、本事業の募集要領17-(4)を参照)をベースに、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活状況や地域との関わりの変化等を把握するための項目、令和5年度より本市で実施している「重層的支援体制整備事業」に関連した複雑化・複合化した課題に対する支援ニーズを把握するための項目、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた、住まいの困り事を把握するための項目、地域の課題解決に向けた福祉活動（福祉人材養成事業「デジタルサポータ

一養成講座」等)への関心や参加意欲を把握する項目、その他必要な項目について市及び受託者と協議のうえ追加して実施すること。また、回答回収率の向上に向けて、回答しやすい方法等について工夫すること。

(1) アンケート調査の対象者等について

調査番号	対象者	対象者数	実施予定時期	調査票	想定回収率	【参考】前回質問項目数
①	18歳以上の男女を無作為抽出	3,000人	7・8月	A4 15頁 (目安)	50%	34
②	地域福祉関係者等(地区福祉委員会役員・民生委員児童委員)	560人程度			70%	41
③	相談支援機関等(地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所・社会福祉協議会)	50箇所程度			70%	20

(2) 回答方法

ア 郵送した調査票へ記入のうえ同封の返信用封筒にて回答

イ オンラインによる回答

※調査番号①及び②の調査については、郵送による回答のほか、オンラインによる回答も可能とすること。オンラインは本市が運用する「八尾市電子申請システム」を利用するほか、受託者が別に定めるオンラインシステムを利用するか、いずれも可能とするが郵送による回答とオンラインによる回答の重複を判別することができるよう、調査票ごとに異なるIDを付して管理するなどの対応策についても提案すること

6-2 業務内容

(1) 調査票作成及び督促業務

ア 調査項目打合せ

イ 調査票及び調査依頼状(兼オンライン回答説明資料)の作成、印刷

ウ 封筒印刷

エ 封入封緘作業

オ 開封作業

カ 督促はがき(礼状を兼ねる)の作成、発送

※ウ～カの業務分担については、以下の表を参照

送付用封筒印刷	返信用封筒印刷	督促はがき作成	封入封緘作業	調査票発送	督促発送	返信用郵送料	開封作業
○	×	○	○	×	○	×	○

○=受託者が行う業務、×=市が行う業務

(2) 集計作業業務

調査票(オンライン回答を含む)の回収、点検、データ入力(自由記述含む)、単純集計及びクロス集計

調査結果の分析、評価(分析内容については、担当課と協議のうえ作成)

(3) 追加分析作業

調査結果に対する分析、評価。当該調査以外の各調査の集計データは市より提供する。

(4) 報告書作成

調査結果の分析、評価まとめ（結果報告書の作成）

A 4版、1色刷り、200頁程度、DVD-RまたはCD-R（以下「DVD-R等」という。）2枚

※ 調査結果報告書記載事項（詳細内容は担当課と調整）

調査概要、調査日程、参考資料、調査結果、回収率、集計結果（回答方法毎）、分析結果まとめ及びその他本市が必要と認める事項

※ 調査結果まとめについては、担当課と協議のうえ参考資料として計画へ掲載すること。

(5) 実施期限（予定）

ア 調査票の発送

令和6年6月下旬

イ 集計データ及び回収した調査票の納品

令和6年8月上旬

ウ 結果報告書（案）の提出

令和6年8月中旬

※ 8月下旬開催予定の八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告資料として使用する予定。

エ 結果報告書（確定版）及び報告書データの納品

令和6年9月末

6-3 特記事項

- (1) 調査対象者の抽出は本市において行い、本市から宛名シールを提供する。
- (2) 調査票の発送は本市で行うため、発送準備ができ次第、本市に納品すること。
- (3) 調査票の回収先は、料金受取人払いで本市宛とする。また、本市に返信された調査票の受取を適宜、受託者で行うこと。
- (4) 調査業務に関する協議、打ち合せ等の必要経費、その他調査に関する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に基づき、本市の指示だけでなく、業務受託者からも主体的に本市に連絡を取り、業務遂行における作業、提出、調整及びスケジュール管理などを行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

7-1 計画（改訂版）の策定について

現行計画の内容や今後の取組みの方向性、アンケート調査の分析結果及び市が実施するヒアリング内容等を踏まえ、課題の抽出、並びに第4次八尾市地域福祉計画（改訂版）策定までの業務を対象とする。

なお、下記7-3に記載の市が実施主体として行う業務についても市と協議のうえ、可能な限り実施することとし、受託者にて対応が可能なものについては事業提案書に記載すること。

7-2 業務内容

- (1) 計画の骨子案・素案の作成及び最終案の作成

以下の項目を踏まえ、計画の骨子案・素案及び最終案を作成し、それぞれの納期までに市に納品すること。

納期・・・骨子案 令和6年8月上旬／素案 令和6年8月末／最終案 令和6年11月末

ア 第4次計画期間における実績の把握抽出及び総括

イ 地域共生社会の実現に向けた、八尾市重層的支援体制整備事業実施計画をはじめとする関連計画との調整（特に総合計画との整合性の確保に加え、他の福祉計画の上位計画であることに留意する）

ウ 「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」及び「第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活

動計画」については令和6年度に見直しを予定しており、多機関協働を重視した八尾市の誰ひとり取り残さない重層的支援及び社会福祉協議会による取組みが、八尾市の考える地域共生社会の実現に重要な役割を担っていることを踏まえて、計画の関係性や記載内容に留意すること。

(2) 成果物の納品

計画冊子および概要版の作成とデータ納品（word等の編集可能な媒体での納品）

ア 計画冊子（本編）・・・A4版（DVD-R等 2枚）

イ 概要版・・・・・・・・・・A4版（DVD-R等 2枚）

ウ 納期・・・・・・・・・・令和7年2月上旬

(3) その他

ア その他、本業務にあたり必要と考えられる支援

イ 進行上、新たに必要と考えられる調査

7-3 市が実施する取組への支援

以下に記載する業務については、市が実施主体として行うものであるが、受託者において対応可能な限り支援を希望するものであるため、対応可能なものについては事業提案書に記載すること。

(1) 関係機関へのヒアリングと資料作成

関係機関に対して、上記6-1に記載のアンケート調査の結果等に基づくヒアリングを想定

(2) 庁内委員会議（2回程度）の運営と資料作成

資料作成、会議における意見の整理及び会議録の作成

(3) 審議会等（4回程度）の運営と資料作成

資料作成、会議における意見の整理及び会議録の作成

(4) パブリックコメント実施支援

パブリックコメントにおいて提出された意見の集約、一覧の作成。意見に対する本市の考え方の公表に係る一覧作成。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。なお、受託者が本業務によって取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）の適用を受けるものとする。

9 その他

(1) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。また、業務遂行上必要な事項についてはその都度協議し、市の指示を受けるものとする。

(3) 本業務の成果品の著作権は本市に帰属する。他文献等から文言の引用、イラストや統計データ等を成果品へ引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。

(4) 受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後又は解除後も同様とする。

(5) 受託者は、本業務の履行に伴い知り得た内容を一切第三者に提供してはならない。